

令和 8 年 8 月 2 8 日
総 務 部 人 事 課

職員の懲戒処分について

標記の件について、地方公務員法第 2 9 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり懲戒処分を発令いたしました。

大和郡山市では、職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、今回の事案は、公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様からの信用を損なうこととなりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後、このような事案が発生することのないよう職員の服務規律の確保、綱紀粛正の徹底を図ってまいります。

1 処分の内容

所属・職務：市立保育施設・保育士 年齢・性別：20代 女性	処分内容 停職3か月
----------------------------------	---------------

2 処分年月日

令和8年8月28日

3 処分理由

令和8年8月4日（火）午前10時過ぎ、奈良市内の店舗において、食料品3点（計1800円相当）を万引きした。